

朝日町 新しい総合事業説明会

平成29年4月開始！

《内 容》

- 1 給付管理にかかる帳票及び手順について
- 2 介護予防ケアマネジメントにおける様式等について
- 3 総合事業のサービス内容について

平成29年2月23日(木) 午後2時00分から
朝日町保健福祉センター ホール1

新しい総合事業への円滑な移行①

朝日町では、平成29年4月1日から、**予防給付**(訪問介護、通所介護)から、新しい**総合事業**(訪問型サービス・通所型サービス)への移行を行う。

⇒法改正	⇒朝日町で事業スタート	⇒朝日町で完全移行	⇒全市町で完全移行
▶H27.4～	▶H29.4～	▶H30.4～	▶H30.4～
・⇒ 予防給付 → 総合事業 			

- ※ 29年度以降、新しくサービスを利用する者については、総合事業によるサービスを利用する。
- ※ 既に介護認定を受け、予防給付によるサービスを利用している者については、更新時期のタイミングで新しい総合事業への移行を行う。
- ※ 新しい総合事業では、必要に応じて、既存サービス相当のサービスも利用可能とするが、一定期間後のモニタリング等により、多様なサービスの利用を促していく。

要支援1・2の訪問・通所介護を総合事業へ移行

予防給付によるサービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・通所介護(デイサービス)

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修 など

移行

新しい総合事業によるサービス

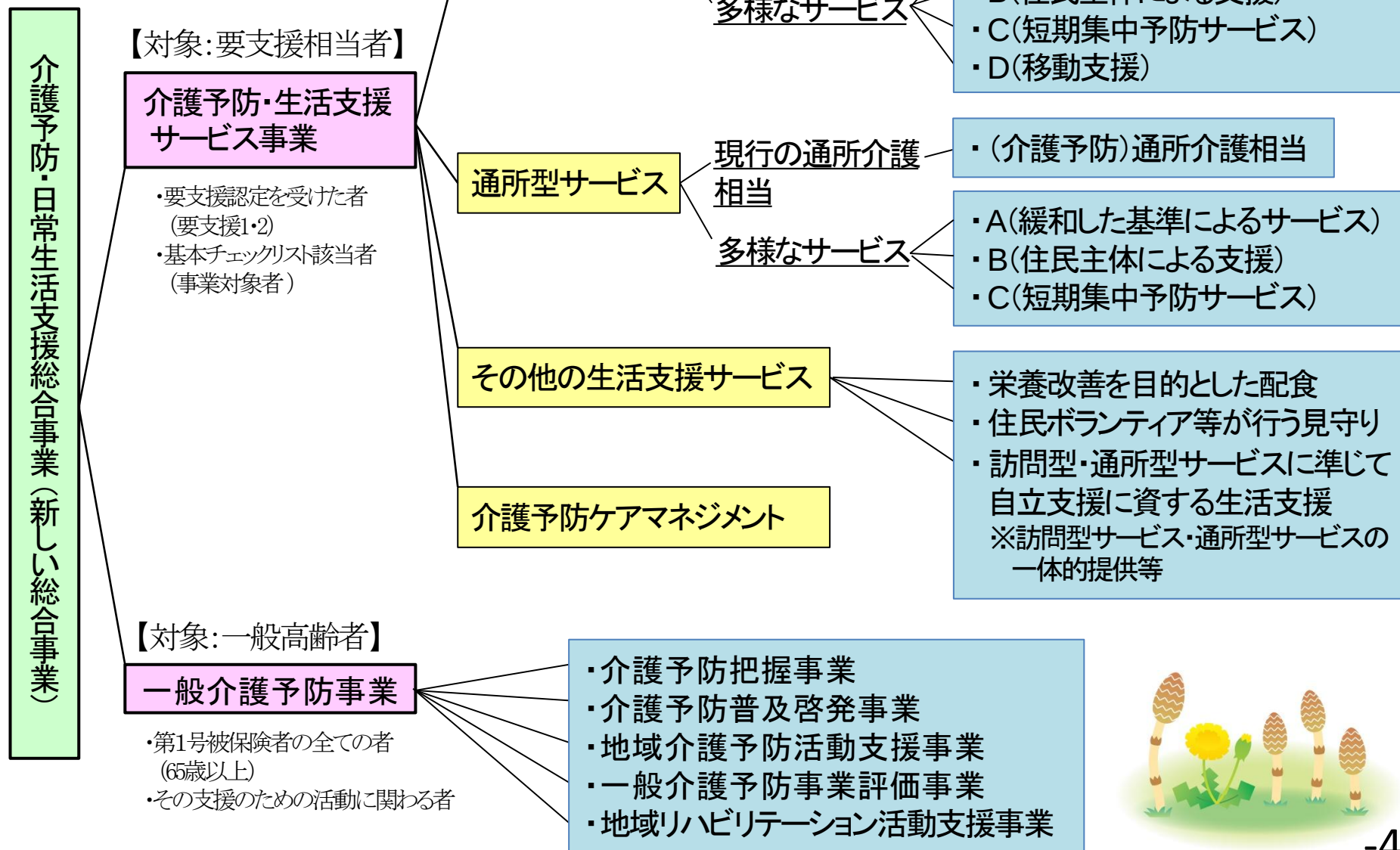
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・その他の生活支援サービス

多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供を可能にする(公助から互助・自助へ)。

従来どおり、介護保険(予防給付)で実施

- ※ただし、総合事業と併用利用の場合は、
- 給付管理は介護予防支援
 - ケアマネジメントは介護予防ケアマネジメント

新しい総合事業の構成



サービスの類型(典型例)

○要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
1. サービス種別	(介護予防)訪問介護相当	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
2. サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	専門職などによる居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
3. 対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○認知機能の低下により、日常生活に支障がある症状・行動を伴うケース ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要なケース など ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	※状態等を踏まえながら、住民主体による支援など、「多様なサービスの利用を促進			
4. 実施方法	事業者指定	事業者指定/委託	補助・助成	直接実施/委託	訪問型サービスBに準じる ○病院等への移送前後の乗降・生活支援 ○通所型サービスへの送迎支援 ※通所型サービスと同一主体の場合は、通所型サービスの一環とする。
5. 基準	予防給付の基準を基本	人員などを緩和した基準	個人情報の保護などの最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
6. サービス提供者例	訪問介護員(訪問介護事業者)	おもに雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
1. サービス種別	(介護予防)通所介護相当	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
2. サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション など	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
3. 対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース など <u>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</u>	<u>※状態等を踏まえながら、住民主体による支援など、「多様なサービス」の利用を促進</u>		
4. 実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助・助成	直接実施／委託
5. 基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
6. サービス提供者例	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

○その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

朝日町の介護予防・日常生活支援総合事業①

サービス区分			実施方法	該当サービス	利用料	
介護予防・生活支援サービス事業	通所型サービス	現行の通所介護相当(みなし・独自)		事業者指定	介護予防通所介護	1割(※2割)
		現行の訪問介護相当(みなし・独自)		事業者指定	介護予防訪問介護	1割(※2割)
	訪問型サービス	多様なサービス	訪問型サービスB(住民主体)	補助	ちょっと助け隊 (福祉人材センター)	100円／60分 50円／30分
			訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	委託	作業療法士	300円 (※2割:600円)
					管理栄養士	530円 (※2割:1060円)
					歯科衛生士	350円 (※2割:700円)
	その他の生活支援サービス		委託	さわやか配食サービス (一定の条件あり)	1食:300円	

※所得により2割負担となる

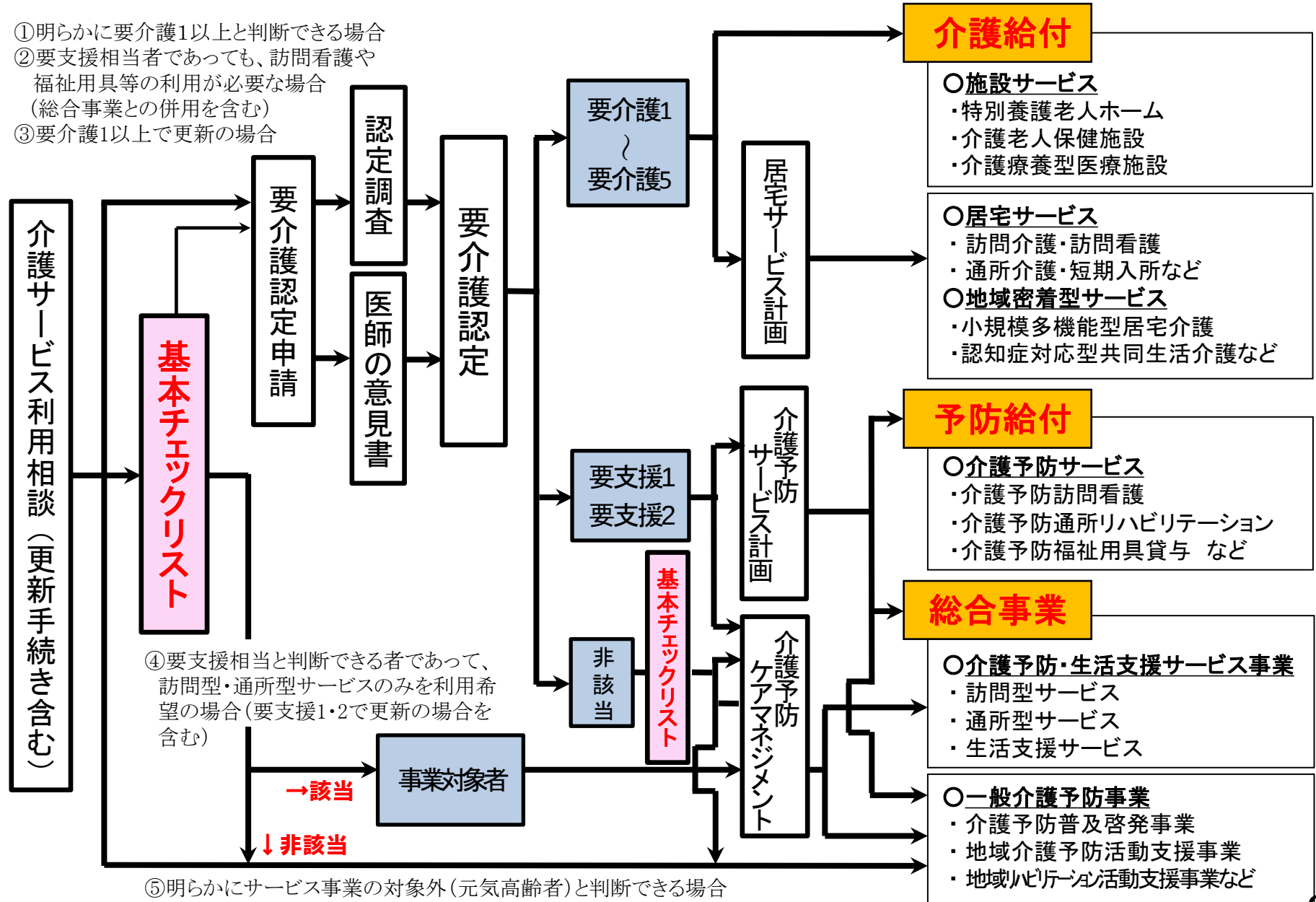
朝日町の介護予防・日常生活支援総合事業②

サービス区分	実施方法	該当サービス	利用料
一般介護予防事業	委託 (憩いの場)	朝日げんきサロン	食事代等 一部有料
	委託	さわやか学校	
		からだサプリ教室	
		ハハハの歯つらつ教室	
		認知症予防教室(町内事業所)	
		朝日げんきクラブ健康づくり講座	音楽講座 200円 運動講座 100円 講演 無料
		さわやか配食サービス(一定の条件あり)	1食 300円



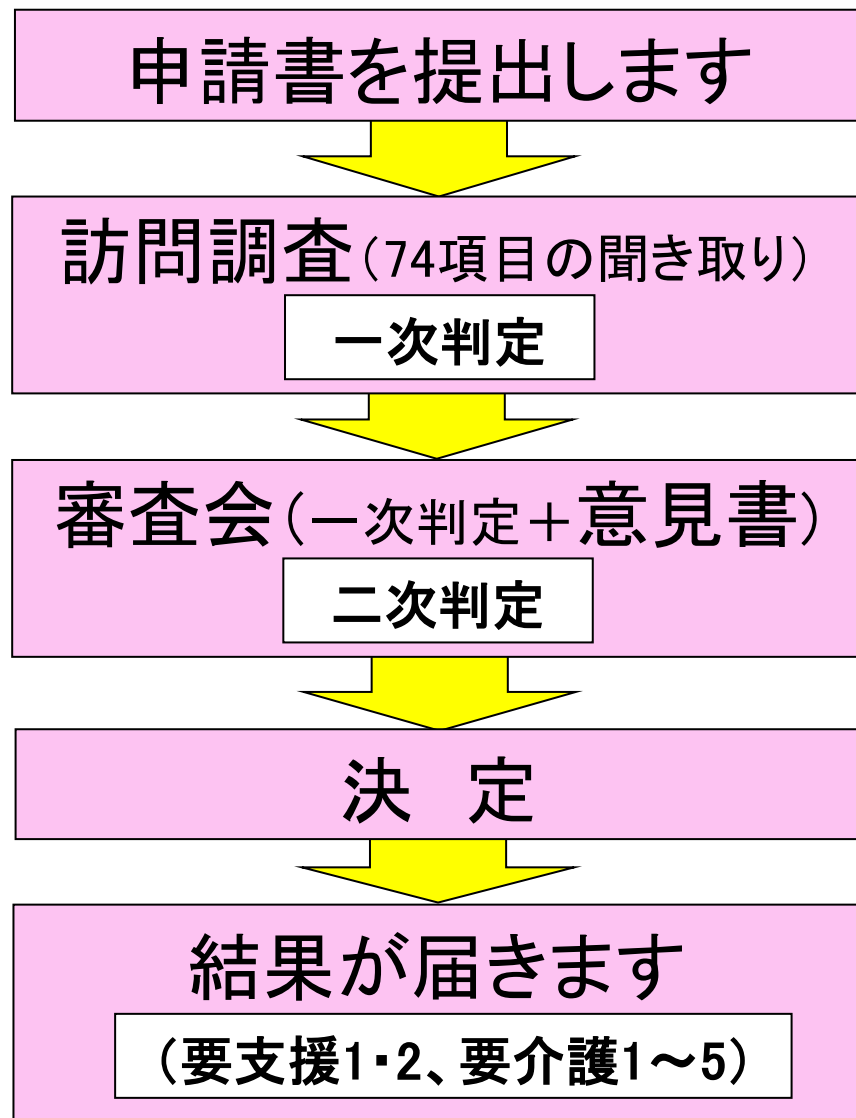
介護サービスの利用の流れ

- ①明らかに要介護1以上と判断できる場合
- ②要支援相当者であっても、訪問看護や福祉用具等の利用が必要な場合（総合事業との併用を含む）
- ③要介護1以上で更新の場合



介護サービスの利用のしかた①

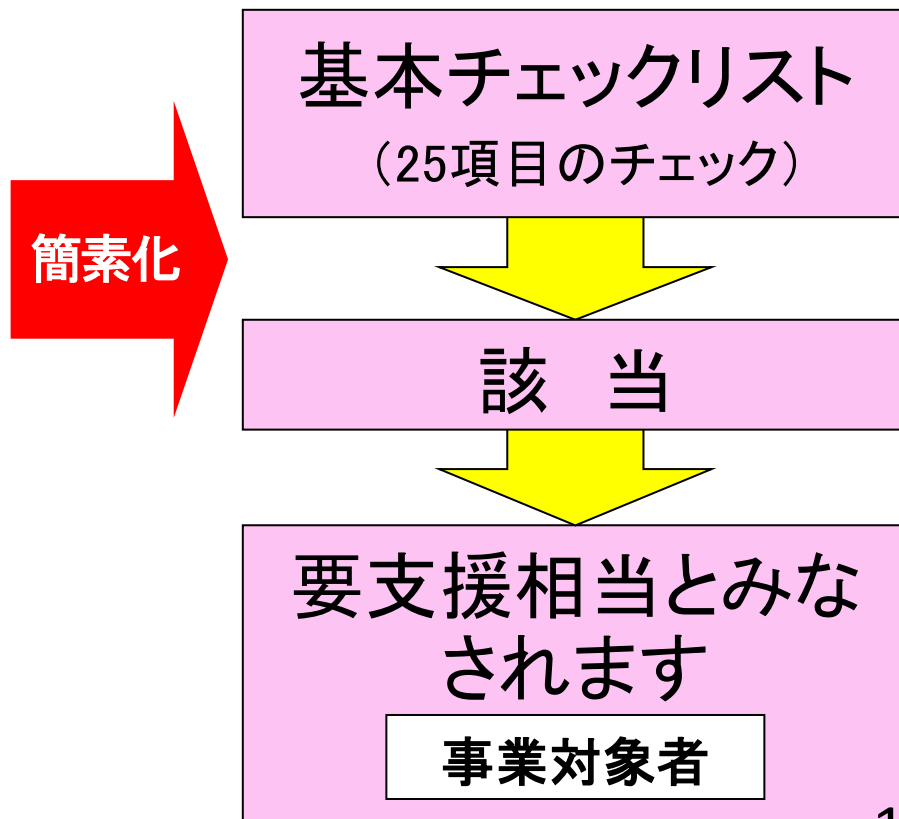
現在の介護保険申請の流れ



(平成29年4月以降)

新しい総合事業導入後

要支援相当と思われる方で、
総合事業だけを利用する場合



簡素化

各相談窓口について

- 介護保険・・・・・・・・保険福祉課 電話059-377-5659
- 総合事業・・・・・・・・保険福祉課 電話059-377-5659
- 高齢者総合相談・・・地域包括支援センター 電話059-377-5500

※急を要する場合を除き、総合事業を利用する場合は、まず、基本チェックリストの実施対象者であるかどうかを、「介護サービス等利用受付票」により確認します。

区 分	内 容	申請方法
要介護相当の方	施設入所や介護給付を利用希望の場合	⇒従来どおり介護申請
要支援相当の方	総合事業のみを利用希望の場合 ※訪問型・通所型サービス、生活支援サービスなど	⇒基本チェックリスト ※介護申請でも可
	総合事業以外の予防給付を利用する場合 ※訪問看護、通所リハビリ、福祉用具、ショートステイなど	⇒従来どおり介護申請
	総合事業と予防給付を併用利用する場合	⇒従来どおり介護申請
一般高齢者の方	一般介護予防事業を利用する場合	⇒原則不要

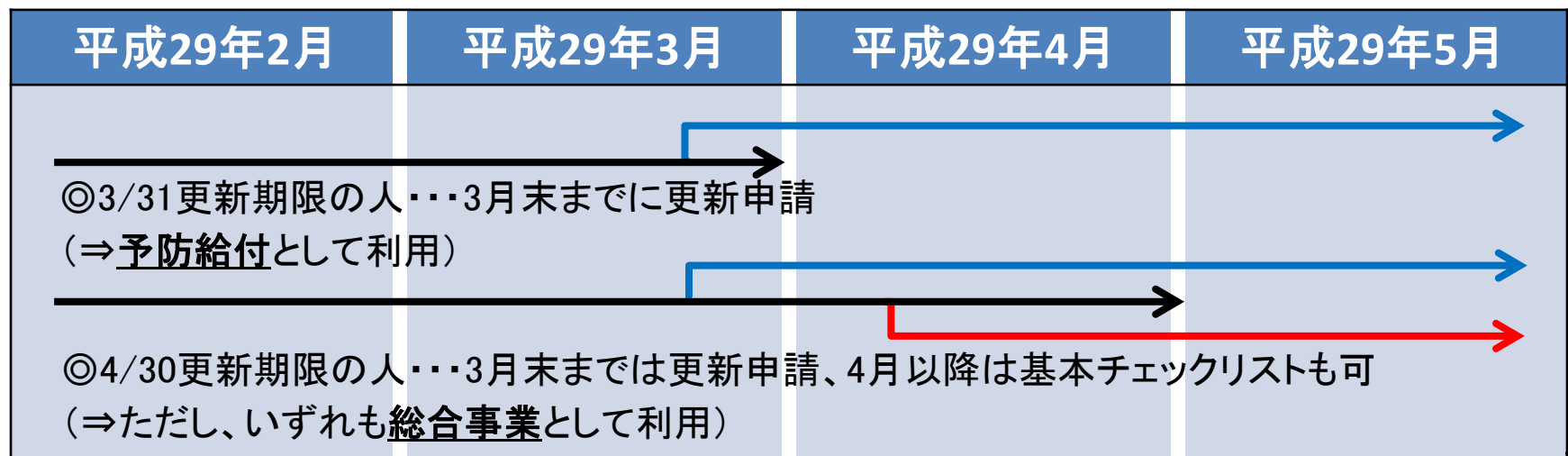
基本チェックリスト

被保険者番号		(記入日) 平成 年 月 日			
氏 名		生年月日	年 月 日	担当者	
住 所	朝日町	希望サービス			
連絡先	氏名 (続柄)	電話番号			
No.	質 問 項 目	回答:いずれかに○を お付けください		判定	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0.はい	1.いいえ	0 / 20	3/5 以上
2	日用品の買い物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	10 / 20 以上	2/2
12	身長 cm 体重 kg BMI(=) (注)	1.はい	0.いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	0.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ	2/5 以上	No.16 該当
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		
(注) BMI=体重(Kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当する					
事業対象者に該当する基準					
①No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当		(複数の項目に支障)			
②No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当		(運動機能の低下)			
③No.11～12の2項目のすべてに該当		(低栄養状態)			
④No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当		(口腔機能の低下)			
⑤No.16～17の2項目のうちNo.16に該当		(閉じこもり)			
⑥No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当		(認知機能の低下)			
⑦No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当		(うつ病の可能性)			
当該基本チェックリストの結果及び内容について、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等へ提供することに同意します。					
平成 年 月 日		氏名			
		代筆者			

「基本チェックリスト」

総合事業への移行について(利用者)

- ・朝日町においては、H29年4月1日から、新しい総合事業をスタートし、H30年3月31日までに、段階的に予防給付から総合事業への移行を行う。
- ・H29年4月1日以降、要支援相当で新しく訪問介護・通所介護を利用する者は、総合事業としてサービスを利用する。[\(⇒介護予防ケアマネジメントの流れによる\)](#)
- ・H29年3月31日までに要支援認定を受け、既に訪問介護・通所介護を利用している者は、H29年度中の介護保険の有効期間が切れるタイミングで、予防給付から総合事業への移行を行う。[\(⇒利用者によって移行の時期が異なる\)](#)
- ・H29年4月1日より、窓口等での基本チェックリストの実施(事業対象者の判定)、要支援認定者には、更新時のお知らせに総合事業の案内を同封する。



総合事業への移行について(サービス)

- ・H27.4法改正により、市町は原則、H27年4月から総合事業を行うこととされた。
- ・開始時期を遅らせる場合でも、遅くとも、H29年4月から総合事業をスタートし、H30年3月31日までに移行を完了する。[\(→朝日町はH29年4月から\)](#)
- ・**H27年4月1日の全国一斉みなし指定**により、介護予防訪問介護・通所介護の事業所は、それぞれ各市町の総合事業の指定を受けたものとみなす。
- ・みなし指定期間は**3年間**とし、H30年3月31日までを期限とする。
- ・その後、更新における指定期間は**6年間**とする。[\(→総合事業の指定事業者は継続\)](#)

予防給付・介護予防事業
介護予防通所介護
介護予防訪問介護
介護予防支援(ケアプラン作成)



総合事業
現行の通所介護相当(みなし)
現行の訪問介護相当(みなし)
住民主体の訪問型サービスB
生活支援サービス
介護予防ケアマネジメント
一般介護予防事業

介護サービスの利用のしかた②

ケアプラン作成者を選び、サービス希望を伝えます(ケアプラン作成者と契約)

要介護1～5

介護給付の場合

居宅介護支援事業所
(ケアマネジャー)

要支援1・2

予防給付の場合

事業対象者

総合事業の場合

地域包括支援センター
(委託の場合は居宅介護支援事業所)

「介護(予防)サービス計画作成依頼届」・「介護予防ケアマネジメント依頼届」の提出

居宅介護支援

介護予防支援

介護予防ケアマネジメント

アセスメント⇒ケアプラン原案の作成

サービス担当者会議⇒ケアプランの合意・決定(サービス事業所と契約)

サービスの利用開始⇒モニタリング(毎月)⇒利用の評価(一定期間)

(※支援および総合事業のみは3ヶ月に1回の直接面談)

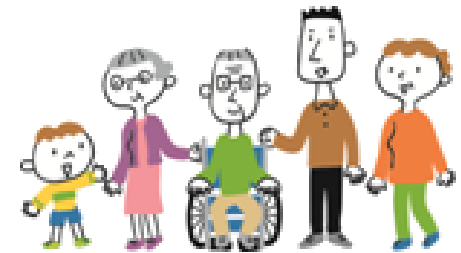
総合事業における介護予防ケアマネジメント

類型	ケアマネジメントサイクル				単価	対象サービス
	ケアプランの作成	サービス担当者会議	モニタリング	評価		
原則的な ケアマネジメント A	あり	あり	あり ※3ヶ月に1回は 直接面談	<u>6ヶ月</u> ※中間評価あり	国基準の 報酬単価	・現行の訪問介護相当 ・現行の通所介護相当
簡略化した ケアマネジメント B	あり	必要時	必要時	<u>6ヶ月</u>	Aの1/2 程度	・ちょっと助け隊 ・作業療法士・管理栄養士・ 歯科衛生士訪問 ・その他の委託サービス
初回のみの ケアマネジメント C	なし ※ケアマネジメント 結果通知のみ	なし	なし	なし	Aの1/3 程度 ※1回のみ	・その他の補助サービス ・(ケアマネジメントプロセスに基づく) 一般介護予防事業

総合事業利用のルール

(1)サービスの併用について

- ① 総合事業のサービスと、(総合事業に移行しない)予防給付との併用可
- ② 総合事業の通所型サービスと訪問型サービスは併用可
- ③ // 通所型サービス、訪問型サービスはそれぞれ単独利用可
- ④ 同類型のサービスは併用不可(現行の通所介護相当の複数箇所の利用等)



(2) 現行の通所介護相当の単価

[サービス種類コード:A5(みなし)]

日額単価を採用

要支援1、事業対象者	1回につき	378単位 ⇒ 3,832円 (1単位=10.14円)	1月の中で全部で4回まで
要支援2、事業対象者	1回につき	389単位 ⇒ 3,944円 (1単位=10.14円)	1月の中で 全部で5回から8回まで
各種加算	1月につき	介護予防通所介護の加算内容、単位数ともに同じ (1単位=10.14円)	

※H27.4.1以降に開設された事業所のサービスコードはA6となります

(3) 現行の訪問介護相当の単価

[サービス種類コード:A1(みなし)]

日額単価を採用

要支援1・2、事業対象者 (週1回程度)	1回につき	266単位 ⇒ 2,715円 (1単位=10.21円)	1月の中で全部で4回まで
要支援1・2、事業対象者 (週2回程度)	1回につき	270単位 ⇒ 2,756円 (1単位=10.21円)	1月の中で 全部で5回から8回まで
要支援2、事業対象者 (週2回を超える程度)	1回につき	285単位 ⇒ 2,909円 (1単位=10.21円)	1月の中で 全部で9回から12回まで
要支援1・2、事業対象者 短時間サービス(20分未満)	1回につき	165単位 ⇒ 1,684円 (1単位=10.21円)	1月につき22回まで
各種加算	1月につき	介護予防訪問介護の加算内容、単位数ともに同じ (1単位=10.21円)	

※H27.4.1以降に開設された事業所のサービスコードはA2となります

(4) ケアマネジメントの単価について

- ・居宅介護支援事業所へ業務委託する場合の委託料においても同額とする。
- ・前回利用から2ヶ月以上期間が空いた場合は、再度初回加算を算定可。
- ・「要支援1・2」⇔「事業対象者」の異動の場合は、初期加算は算定不可。
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は想定なし。

○原則的なケアマネジメントA（国基準の報酬単価） [サービス種類コード:AF]

要支援1・2、 事業対象者	基本単価	1月につき	430単位 ⇒ 4,390円(1単位=10.21円)
	初回加算	1月につき	300単位 ⇒ 3,063円(")

○簡略化したケアマネジメントB（国基準Aの2分の1）

要支援1・2、 事業対象者	基本単価	1月につき	<u>215</u> 単位 ⇒ 2,195円(1単位=10.21円)
	初回加算	1月につき	300単位 ⇒ 3,063円(")

※緩和基準の訪問型サービスA、生活支援サービスを単独で利用する場合など

○初回のみのケアマネジメントC（国基準Aの3分の1）

要支援1・2、 事業対象者	基本単価	1月につき	<u>143</u> 単位 ⇒ 1,460円(1単位=10.21円)
	初回加算	1月につき	300単位 ⇒ 3,063円(")

※ケアマネジメント結果通知等により、一般介護予防事業等への利用調整を行った場合など

1 通所型サービス(みなし)サービスコード表

A5

※H27.4.1現在で開所していた事業所様用のコード番号です

2 通所型サービス(独自)サービスコード表

A6

※H27.4.1以降に開所された事業所様用のコード番号

3 訪問型サービス(みなし)サービスコード表

A1

※H27.4.1現在で開所していた事業所様用のコード番号です

4 訪問型サービス(独自)サービスコード表

A2

※H27.4.1以降に開所された事業所様用のコード番号です

A1	241	サービスコード	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
A1	241	種別	項目			
A1	241	A2	2411	訪問型後援サービスⅡ	ニ 訪問型サービス費(後白)Ⅱ	266
A1	241	A2	2413	訪問型後援サービスⅡ・初任	ニ 訪問型サービス費(後白)Ⅱ(週1回程度)	186
A1	251	A2	2414	訪問型後援サービスⅡ・同一	ニ 訪問型サービス費(後白)Ⅱ(週1回程度) 266単位 201月の中で全期で4回まで	239
A1	251	A2	2415	訪問型後援サービスⅡ・初任・同一	ニ 訪問型サービス費(後白)Ⅱ(週1回程度)	167
A1	251	A2	2511	訪問型後援サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(後白)Ⅴ	270
A1	251	A2	2513	訪問型後援サービスⅤ・初任	ホ 訪問型サービス費(後白)Ⅴ(週2回程度)	189
A1	252	A2	2514	訪問型後援サービスⅤ・同一	ホ 訪問型サービス費(後白)Ⅴ(週2回程度) 270単位 201月の中で全期で4回まで	243
A1	252	A2	2515	訪問型後援サービスⅤ・初任・同一	ホ 訪問型サービス費(後白)Ⅴ(週2回程度)	170
A1	252	A2	2621	訪問型後援サービスⅦ	ヘ 訪問型サービス費(後白)Ⅶ	285
A1	252	A2	2623	訪問型後援サービスⅦ・初任	ヘ 訪問型サービス費(後白)Ⅶ(週3回程度)	200
A1	141	A2	2624	訪問型後援サービスⅦ・同一	ヘ 訪問型サービス費(後白)Ⅶ(週3回程度) 285単位 201月の中で全期で4回まで	257
A1	141	A2	2625	訪問型後援サービスⅦ・初任・同一	ヘ 訪問型サービス費(後白)Ⅶ(週3回程度)	180
A1	141	A2	1411	訪問型後援短時間サービス	ト 訪問型サービス費(後白)(20分未満)	165
A1	400	A2	1413	訪問型後援短時間サービス・初任	ト 訪問型サービス費(後白)(20分未満)	116
A1	400	A2	1414	訪問型後援短時間サービス・同一	ト 訪問型サービス費(後白)(20分未満) 165単位 201月につき20回まで	149
A1	627	A2	1415	訪問型後援短時間サービス・初任・同一	ト 訪問型サービス費(後白)(20分未満)	104
A1	627	A2	4001	訪問型後援サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算
A1	627	A2	4002	訪問型後援サービス生活継続向上加算	リ 生活機能向上見直し加算	100単位加算

5 介護予防ケアマネジメントサービススコード表

AF

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 430 単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位加算	300	

資料1-1

資料1-2

A5・A1(みなし)は、
国基準とおりです。
A6・A2(独自)も、
国基準とおりです。

○介護予防ケアマネジメント依頼届の提出区分

認定区分		提出の有無	理由
自立・非該当	⇒ 要支援認定者(新規)	必要	資格発生
自立・非該当	⇒ 事業対象者(新規)	必要	資格発生
要介護認定者	⇒ 要支援認定者(変更)	必要	資格発生
要支援認定者	⇒ 要支援認定者(更新)	不要	資格継続
要支援認定者	⇒ 事業対象者(中断)	必要	資格終了
事業対象者	⇒ 要支援認定者(認定)	不要	資格継続

※本人以外の方が届出書を提出される場合は、マイナンバーにかかる窓口での手続きが必要
 ※セルフケアプランは想定なし



○主治医との連携について

事業対象者(⇒基本チェックリスト該当者)については、認定審査会を経る必要がなくなり、主治医意見書の作成がなくなるが、現行と同様、プラン担当者はケアプランを主治医に届けるとともに、医療と介護の連携を図るものとする。

(5)サービスの利用上限回数について

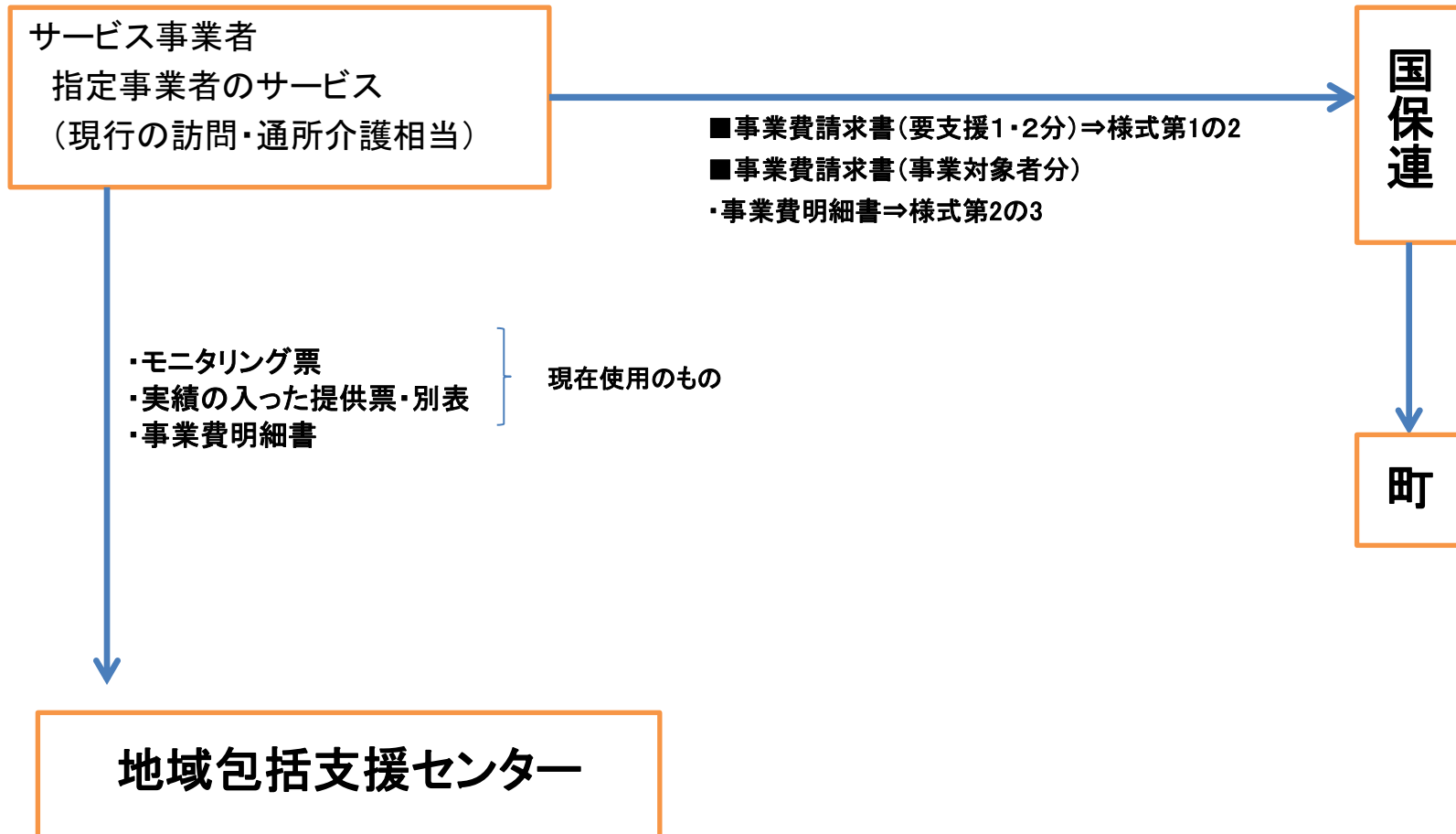
現行の通所介護相当	要支援1	月4回まで
	要支援2・ 事業対象者	月8回まで
現行の訪問介護相当	要支援1	月8回まで
	要支援2・ 事業対象者	月12回まで
	短時間サービス(1回当たり20分未満)	月22回まで
※訪問型の短期集中予防サービスCは各教室における設定回数とし、生活支援サービスは特に規定なし。		

(6)限度額管理について

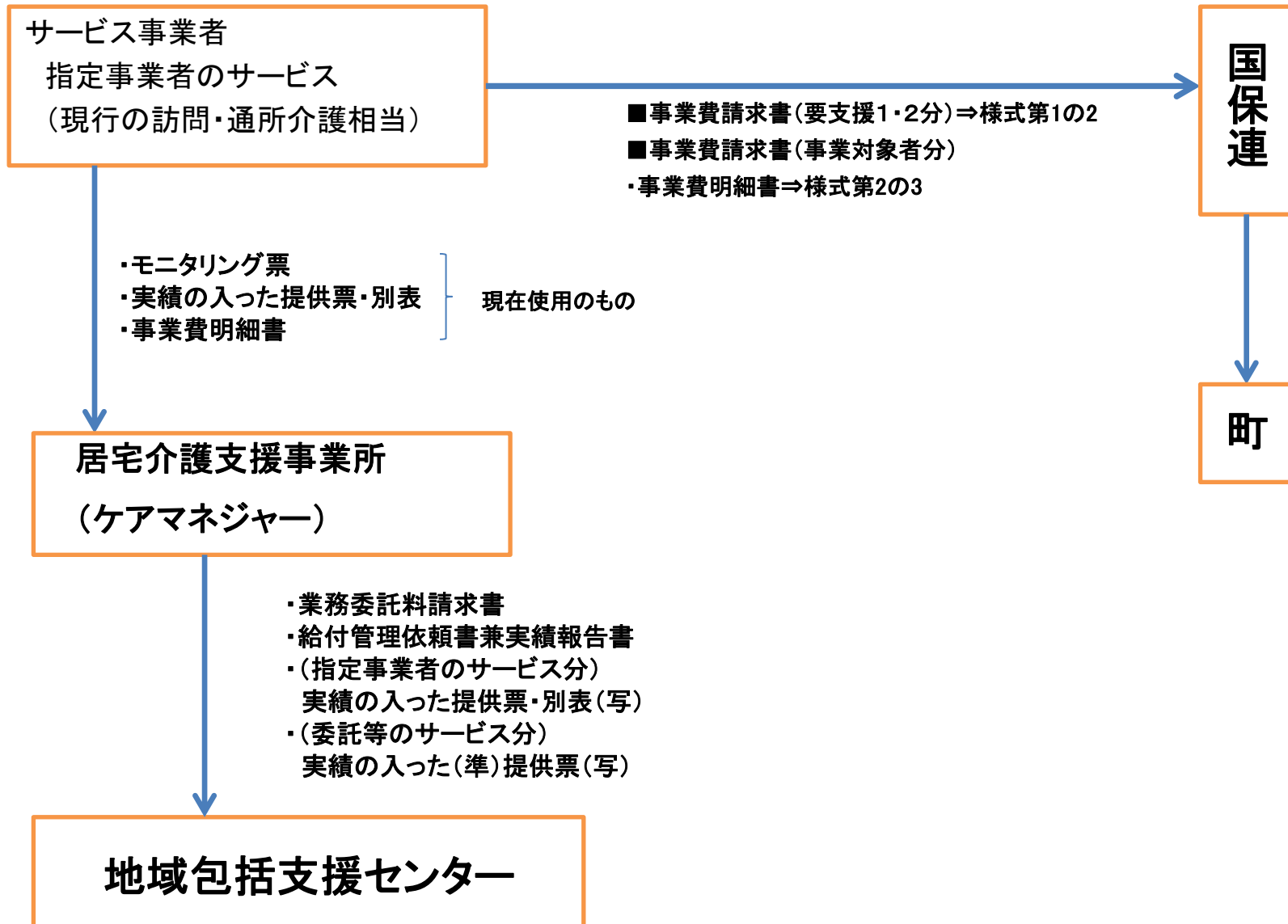
- ①事業対象者(➡基本チェックリスト該当者)の利用限度月額は、「**要支援1**」の限度額と同額する(**国基準どおり**)。
- ②限度額管理の対象とするサービスは、現行の訪問介護・通所介護相当のみとする(**〃**)。

区分	支給限度基準額
要支援1・ 事業対象者	5,003単位／月
要支援2	10,473単位／月

費用請求の流れ



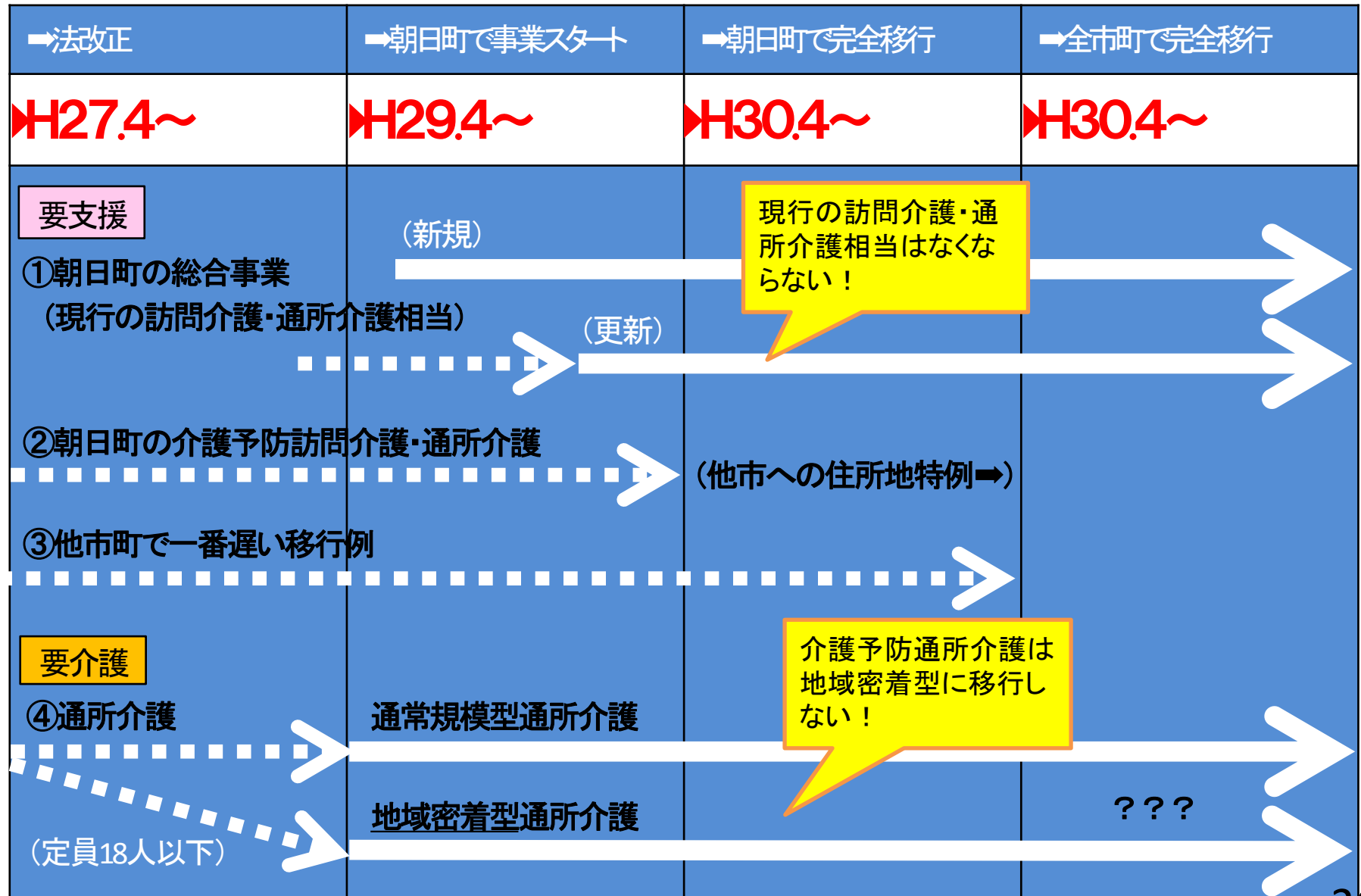
費用請求の流れ(包括から居宅へ委託の場合)



サービス利用者区分

区分	予防給付	総合事業		ケアマネジメント類型	請求先
要支援1・2	予防給付のみ	—	—	介護予防支援	⇒ 国保連
要支援1・2	予防給付	指定(通所・訪問)	—	介護予防支援	⇒ 国保連
要支援1・2	予防給付	指定(訪問)	委託(ちょっと助け隊)		
要支援1・2	予防給付	—	委託(ちょっと助け隊)		
要支援1・2	予防給付	指定(通所)	委託(短期集中C)		
要支援1・2	予防給付	—	委託(短期集中C)		
要支援1・2	—	指定(通所・訪問)	—	原則的なケアマネジメントA	⇒ 国保連
要支援1・2	—	指定(通所)	委託(ちょっと助け隊)		
要支援1・2	—	指定(通所)	委託(短期集中C)		
事業対象者		指定(通所・訪問)	—	原則的なケアマネジメントA	⇒ 朝日町
事業対象者		指定(通所)	委託(ちょっと助け隊)		
事業対象者		指定(通所)	委託(短期集中C)		
要支援1・2	—	—	委託(ちょっと助け隊)	簡略化したケアマネジメントB	⇒ 朝日町
要支援1・2	—	—	委託(短期集中C)		
事業対象者		—	委託(ちょっと助け隊)		
事業対象者		—	委託(短期集中C)		
要支援1・2	—	—	一般介護予防事業	初回のみケアマネジメントC	⇒ 朝日町
事業対象者		—	一般介護予防事業		

新しい総合事業への円滑な移行②



H29年4月1日以降に事業所様にいただくこと

- 1 **【通所・訪問】** みなし以後の新設事業所について、総合事業での指定事業者の申請
・H27.4.1現在、県で「介護予防訪問介護・通所介護」の指定を受けていた事業所は、
みなし指定がされていますので、改めて朝日町への指定申請は不要です。
・みなし指定期間は3年間ですので、H30年2月末までに更新の手続きをしてください。
- 2 **【通所・訪問・包括】** 総合事業利用者への重要事項の説明と利用契約の(再)締結
・総合事業の新規利用者、及び予防給付からの移行(更新)者に対して、それぞれの
時期ごとに、総合事業の利用にかかる重要事項の説明と利用契約の(再)締結を
行ってください。
○名称例 **【通所】** 介護予防通所介護⇒通所介護現行相当事業
【訪問】 介護予防訪問介護⇒訪問介護現行相当事業
【包括】 介護予防支援⇒介護予防ケアマネジメント
○単価 **【通所・訪問】** 月額単価(1月につき)⇒日額単価(1回につき)
【包括】 介護予防支援⇒介護予防ケアマネジメントABC
(**【包括・居宅】** 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約)
- 3 **【通所・訪問・包括】** 運営規定、及び定款の変更(事業追加)
・指定事業者にかかる新規指定時、及び変更・更新指定時に添付書類として必要です。
○名称例 **【通所】** 介護保険法に基づく第1号通所介護事業
【訪問】 介護保険法に基づく第1号訪問介護事業
【包括】 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業

総合事業のみなし指定(まとめ)

- ①今回の改正で、予防給付から総合事業へ移行するサービスは、要支援1・2の訪問介護・通所介護のみです。
- ②H27年4月1日現在、介護保険(県)で介護予防訪問介護・通所介護の指定を受けていた事業所は、総合事業における各市町の指定をそれぞれ受けたものとみなされています。
- ③上記指定は、町内外を問いません。総合事業は町外の事業所も利用できます！
- ④現在ある介護予防訪問介護・通所介護のサービスは、朝日町で総合事業が始まってから以降も、総合事業のサービスとして利用できます。(ただし、ルールがあります)。
- ⑤予防給付から総合事業への移行のタイミングは、既に要支援認定を受け、訪問介護・通所介護を利用している人は、H29年度中の介護保険の有効期間が切れるタイミングで移行します(利用者によって時期が異なります)。
- ⑥H29年4月以降、要支援相当で、新しく訪問介護・通所介護を利用する人は、総合事業としてサービスを利用します(既に要支援認定を受けている人を含みます)。
- ⑦H29年4月以降、総合事業だけを利用する場合は、介護申請を行わなくても、基本チェックリストに該当すれば、「事業対象者」としてサービスが利用可能です。